

## 1 第二期大村市教育振興基本計画の策定について

本市では、平成16年3月に「大村市教育新生プラン21」の提言を受け、その理念を踏まえ、人材の育成を基盤とする「教育のまち大村」を実現するために、平成22年3月に平成22年度から5年間の教育振興計画として、大村市教育振興基本計画を策定し、次代を担う子どもに、変化の大きい現代社会を生き抜く資質と能力を身に付けさせ、心身ともに健やかに成長できるための教育の充実を図ってきました。

また、少子高齢化、国際化及び高度情報化などのさらなる進展に加え、経済・雇用等の大きな変化や国民の価値観や生活様式の多様化、平成23年3月の東日本大震災や相次ぐ通学途中の痛ましい事故による防災・安全教育への意識の高まり、さらには全国的に顕在化した深刻ないじめ・体罰問題など、教育を取り巻く環境の変化や新たな教育課題への即応も求められています。

現在、国では「教育の再生」を最重要課題の一つとして掲げ、「いじめ」「グローバル化」への具体的な対応や平成27年4月に施行される教育委員会制度改革など、今後、急速な教育改革が予想されます。

長崎県においても、平成25年度に「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」を目指し、平成26年度から5年間の第二期長崎県教育振興計画が策定されました。

本市においても、国や県の具体的な動きを見守りながら、本市の実情を踏まえた適切な対応が必要であり、また、平成27年4月から施行される教育委員会制度改革を踏まえて、これまで以上に市長部局との連携も求められます。

第二期大村市教育振興基本計画は、第一期の計画期間終了に伴い、その成果と課題を検証して、「教育のまち大村」の実現を目指すための具体的な取組をお示しし、本市教育の振興に市民の皆様とともに取り組んで行こうとするものです。

## 2 計画について

(1) 本市教育委員会に関連する施策についての計画であり、本市の教育行政推進の基本と位置付けています。

(2) 本計画は、平成18年3月に策定された「大村市第4次総合計画」の教育分野を更に具体化した行動計画であり、また、これまでの「大村市教育新生プラン21」・「大村市教育方針」等を踏まえ、事業の推進を図るものです。

なお、現在、平成28年度からの第5次総合計画を策定中であり、本計画も総合計画との整合性を調整するため、平成28年度中に見直すこととします。

## 3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画とします。

## 4 本市教育の基本的考え方

本市は、藩校「五教館<sup>ごこうかん</sup>」に代表されるように、昔から教育に力を入れてきました。

その精神は、過去から脈々と流れる教育愛であり、様々な分野で多くの偉人を輩出してきました。

今後もこの精神を受け継ぎ、「教育のまち大村」を目指します。

そこで、本市の教育方針、基本理念、重点目標を次のように考え、実践します。

### － 大村市教育方針 －

「教育のまち大村」をめざし、人間尊重の精神を基調として、知・徳・体の調和のとれた教育を確立する。

このため、学校・家庭・地域社会の相互の連携協力のもと、国際社会に貢献できる創造性豊かな人材の育成を図るとともに、市民一人ひとりが生涯を通じて学ぶ教育を推進し、もって教育基本法に明示された教育の目標の達成を期する。

とくに、教育に携わる者は、その使命感に徹し、自らの識見を高めるとともに、深い教育愛とすぐれた指導力を身につけ、相和して本市教育の充実発展に努める。

### 基本理念

「郷土を愛し、共生を尊び、創造性あふれる人材の育成」

### 重点目標

＜未来を創る人づくり＞ ○ 「豊かな学力」と「確かな育ち」を保障する学校教育の推進	＜地域を担う人づくり＞ ○ 青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進	＜郷土を愛する人づくり＞ ○ 伝統文化を受け継ぎ、郷土を愛する教育の推進
--	---	---

## 5 基本理念について

### 「郷土を愛し、共生を尊び、創造性あふれる人材の育成」

未来の大村市を考えるとき、人づくりを抜きには考えられません。人づくりの基本は教育にあると考えます。将来を担う子どもたちが郷土を愛すると共に豊かな心を育み、人と自然・人と人とが共に生きていける教育環境の整備を進めます。

さらに、市民一人ひとりが生涯にわたって学び、個性や能力を発揮できる環境づくりを進めることで、郷土を愛し、共生を尊び、創造性あふれる人材の育成を目指します。

## 6 重点目標について

### ① 未来を創る人づくり

＝「豊かな学力」と「確かな育ち」を保障する学校教育の推進

人材育成で最も重要なことは、様々な時期に、様々な場所で、様々な人々によって行われる教育活動が、その場限りのものに終わらず、相互に関連し合いながら人の成長によりよい影響を与えていくこと、つまり、「学び」と「育ち」が相互に関係を保ちながら進められることが大切です。

本市においては、学校教育における推進のためのキーワードを「豊かな学力」と「確かな育ち」として表現しています。

これからの子どもたちは、国際化・情報化等、変化の激しい現代社会を感性・創造性豊かに生きていかなければなりません。また、成長の過程で出会うであろう様々な課題や困難に、柔軟かつたくましく対応し、それらを自らよりよく解決していく力、乗り越えていく強い心が必要とされています。

このような子どもたちに身に付けさせたい学力とは、数値として表れる単なる知識や技術の蓄積ではなく、それらを実際の生活の中で活用し、「できた」「役に立った」という子ども自身の実感を伴う生きて働く知恵としての力であり、さらには課

題や困難に立ち向かう意欲や心の現れでもあると考えます。ここでいう「豊かな学力」とは、子どもの成長の過程における様々な学び（学習や経験）と、その時々の場合での「心」が伴う思考や判断、そして生活の中で生きて働く学力等を総称したものととして基底しています。

また、子どもたちにとっては、一つ一つの学び（学習や経験）が、次の学びの基礎となり、それらを積み重ねながら成長していきます。

子どもたちには、様々な社会事象や人々の生きる姿を通して、自己のあり様と共に、他者の思いに寄り添いながら主体的に関わり支え合う自立した人間へと成長してほしいと願うものです。

「確かな育ち」とは、生活の中で生きて働く知恵として身に付けた「豊かな学力」が、子どもの成長過程でしっかりと受け継がれ、縦（学年ごとの学びの蓄積と活用）にも横（学びの対象や場、関わる人々の広がり）にもつながり、個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力となって広がっていく様相として基底しています。

まさに、ここで基底している「豊かな学力」と「確かな育ち」は、国や県が推進する「生きる力」の育成に通じるものです。

さて、現状として学校においては、「学力対策」をはじめとして「いじめ」や「体罰」、「不登校」といった教育課題が山積しております。併せて、小学校英語や道徳の教科化、情報化教育の進展や教育の制度改革等、国から示される新たな動向に対し、迅速かつ適切に対応していくことが求められています。

第二期大村市教育振興基本計画においては、継続して、本市の未来を担う子どもたちの育成を目指す『未来を創る人づくり』を掲げ、「豊かな学力」と「確かな育ち」を保障するさらなる学校教育の推進に努めていきます。

また、これらの教育改革への取組及び教育課題の改善は、学校だけで成し遂げられるものではありません。家庭や地域との連携が必須です。具体的に掲げた施策の推進にあたっては、新たに示された教育委員会制度の下、PTAや青少年健全育成連絡協議会など家庭・地域と学校がより一層の連携強化を図りながら、学校教育の振興を図っていきます。

## ② 地域を担う人づくり

＝青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進

価値観や生活形態の多様化が一層進む中、少子高齢化や核家族化の進展、インターネット等による情報の氾濫など、青少年を取り巻く社会環境は大きく変わってきています。

家庭・学校・地域が連携して、青少年が豊かな情操や基本的な生活習慣を身に付け、他人への思いやりや善悪のけじめ等、自制心や自立心、倫理観を養い育てることができるように取り組みます。

また、乳幼児から高齢者まで全ての人々が生涯にわたって学び、成長し、地域社会に貢献することで、共に生きがいを感じることができるよう、社会教育を推進します。

### ③ 郷土を愛する人づくり

#### ＝伝統文化を受け継ぎ、郷土を愛する教育の推進

本市には、先人が築き上げた様々な歴史と貴重な文化遺産が残されています。国際化やグローバル化の進展を受ける時代だからこそ、郷土愛や地元の歴史・文化・自然を大切にする心を育むことが大切です。

この歴史的文化遺産の調査研究や保護を進めるとともに、積極的な活用を図り、郷土の歴史を学ぶことによって、郷土の伝統・文化を誇りに思う心を養い、郷土を愛する人づくりを目指します。